

## 平成20年度における随意契約の見直し状況のフォローアップについて

### 1. 随意契約見直し計画の概要

随意契約見直し計画は、国立大学法人筑波大学の契約は競争入札が原則であり、随意契約は例外との原点に立ち帰り、平成18年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等による契約に移行することとしたものである。

### 2. フォローアップの効果

平成20年度実績は平成18年度実績に比較して、

競争性のある契約方式においては、金額で約7,576百万円、件数で123件それぞれ増加

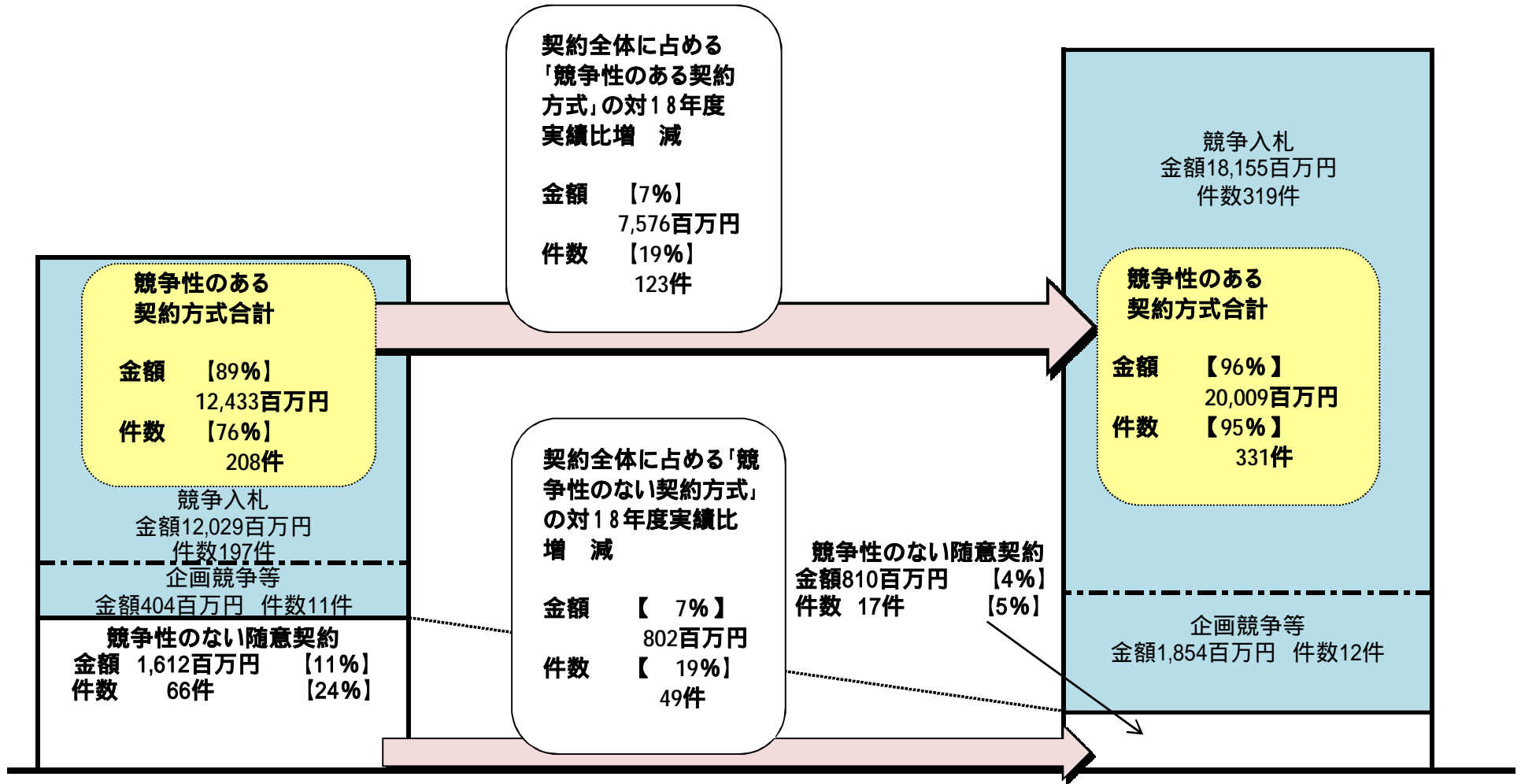
競争性のない随意契約においては、金額で約802百万円、件数で49件それぞれ減少 している。

# 1. 平成20年度の競争性のある契約方式の状況

20年度実績においては、18年度実績に比較して「競争性のある契約方式」の契約全体に占める割合が、金額ベースでは7ポイント増加し、件数ベースでは19ポイント増加している。

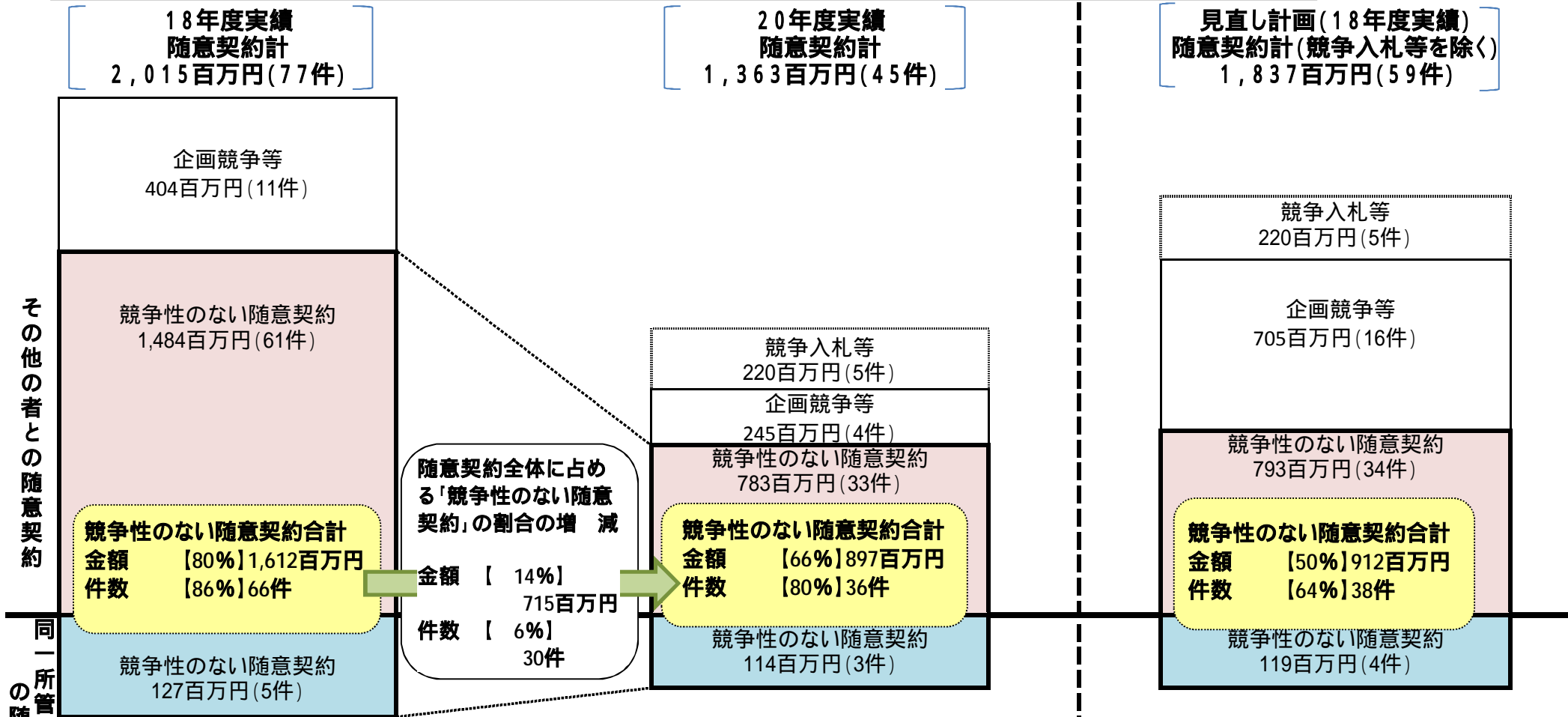
18年度実績  
14,045百万円 (274件)

20年度実績  
20,819百万円 (348件)



## 2. 平成20年度における随意契約の状況

20年度における随意契約を同一所管公益法人等又はその他の者(注1)と締結したものとに区分し、18年度実績と比較すると、「競争性のない随意契約」については、前者が約13百万円(2件)、後者が約701百万円(28件)の減少となっている。この結果、「競争性のない随意契約」全体として715百万円(30件)減少し、随意契約全体に占める割合では、14ポイント(金額ベース)減少している。



(注1)同一所管公益法人等とは、所管公益法人、独立行政法人、再就職者のいる民間法人等である。その他の者とは、同一所管公益法人等以外の者である。

(注2)図中の「企画競争等」は不落・不調随契、企画競争及び公募を実施したものである。

(注3)図中の【】書は、当該年度における「競争性のない随意契約」の随意契約全体に占める割合である。

(注4)金額はそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。